

利用料金表

平成29年4月現在

階層	対象収入による階層区分	月額料金			
		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計
1	1,500,000円以下	10,000	46,090	25,000	81,090
2	1,500,001～1,600,000円	13,000	46,090	25,000	84,090
3	1,600,001～1,700,000円	16,000	46,090	25,000	87,090
4	1,700,001～1,800,000円	19,000	46,090	25,000	90,090
5	1,800,001～1,900,000円	22,000	46,090	25,000	93,090
6	1,900,001～2,000,000円	25,000	46,090	25,000	96,090
7	2,000,001～2,100,000円	30,000	46,090	25,000	101,090
8	2,100,001～2,200,000円	35,000	46,090	25,000	106,090
9	2,200,001～2,300,000円	40,000	46,090	25,000	111,090
10	2,300,001～2,400,000円	45,000	46,090	25,000	116,090
11	2,400,001～2,500,000円	50,000	46,090	25,000	121,090
12	2,500,001～2,600,000円	57,000	46,090	25,000	128,090
13	2,600,001～2,700,000円	64,000	46,090	25,000	135,090
14	2,700,001～2,800,000円	67,300	46,090	25,000	138,390
15	2,800,001～2,900,000円	67,300	46,090	25,000	138,390
16	2,900,001～3,000,000円	67,300	46,090	25,000	138,390
17	3,000,001～3,100,000円	67,300	46,090	25,000	138,390
18	3,100,001円以上	67,300	46,090	25,000	138,390

毎月の利用料金(サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用の合計)は、前年の収入によって利用料金表により決定されます。(三重県の通知に伴い改定される場合があります。)

- ※1 この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した金額です。
- ※2 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入(必要経費を控除した額)を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下に該当する場合、夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用納付額については、上記表の額から30%減額した金額とします。
- ※3 11月～3月は、冬期加算として月々2,129円加算されます。
- ※4 居室で使用する電気代、水道代等の経費は自己負担となります。